

健康保険証の廃止について

大京健康保険組合

2024年12月2日をもって健康保険証の新規発行は停止（現行の保険証は以降1年間使用可）となり、**原則として「マイナ保険証(個人でマイナンバーカードを取得し保険証登録を済ませたもの)」を利用いただくこととなります。**これに伴う流れやスケジュールについては下記のとおりとなります。

1. 「資格情報のお知らせ」

マイナ保険証における健康保険情報誤登録等の問題を受け、国、自治体、健保等が総点検を行った結果として、各加入者の情報が正しく登録されていることを確認いただく目的で、10月中に全加入者（被扶養者を含む）に、特定記録郵便でお届けします。

各加入者の健康保険の資格登録内容に加え、マイナンバー下4桁も印字されていますので、ご自身の情報に間違いがないことを確認して下さい。

（マイナ保険証をお持ちの方）

マイナ保険証非対応の一部医療・健診機関やカードリーダーが機能しない場合等は、この「資格情報のお知らせ」（右下のカード大の部分）をマイナ保険証とセットで提示すれば受診できます。

切り取って**マイナ保険証と一緒に大切に保管して下さい。**

なお、「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。

※ 記載してある医療費負担割合は、標準報酬月額の変動等に伴い変更となることがありますが、最新情報はマイナ保険証でマイナポータルにアクセスして確認できます。

2. 保険証の廃止と「資格確認書」の交付

- （1）現行仕様の保険証は2024年12月2日をもって新規発行停止となります。
- （2）2024年12月2日以降、紛失再発行等の場合には**「資格確認書」**を発行します。
- （3）**現在お持ちの保険証は翌2025年12月1日をもって無効となります。**マイナ保険証を持っていない方には、期限までに健保が「資格確認書」を発行して配付します。

	マイナ保険証を保有している方 (マイナンバーカードの保険証登録を済ませている)	マイナ保険証を保有していない方 (マイナンバーカードを持っていない) (持っていても保険証登録を行っていない)	
今後の使用	「資格情報のお知らせ」を発行します ので、セットで保持・使用して下さい。 ・2024年9月時点加入者には10月中に送付 ・上記以降新規加入者には追って配付	「資格確認書」を発行します。 ・2025年11月までに健保より配付 ・現行の保険証と同様に使用できます	
名称	マイナ保険証 	資格情報のお知らせ 	資格確認書 
形状	マイナンバーカード	紙	カード
交付対象	マイナンバーカードを取得し 保険証登録を行った方	マイナ保険証を保有する方	マイナ保険証を保有していない方
取得方法	本人が取得・登録	健保が発行・配付	健保が発行・配付
使用目的	医療機関を受診する時	マイナ保険証が利用できない 場合にセットで提示	マイナ保険証を保有しない方が医療機 関を受診する時
使用期限	期限内に本人が更新	資格喪失まで使用可	健保が定期的に更新・配付

ご不明点がありましたら当健保までお問い合わせ下さい。(03-3404-1884)